

健康診断実施機関セミナー (一般健康診断について)

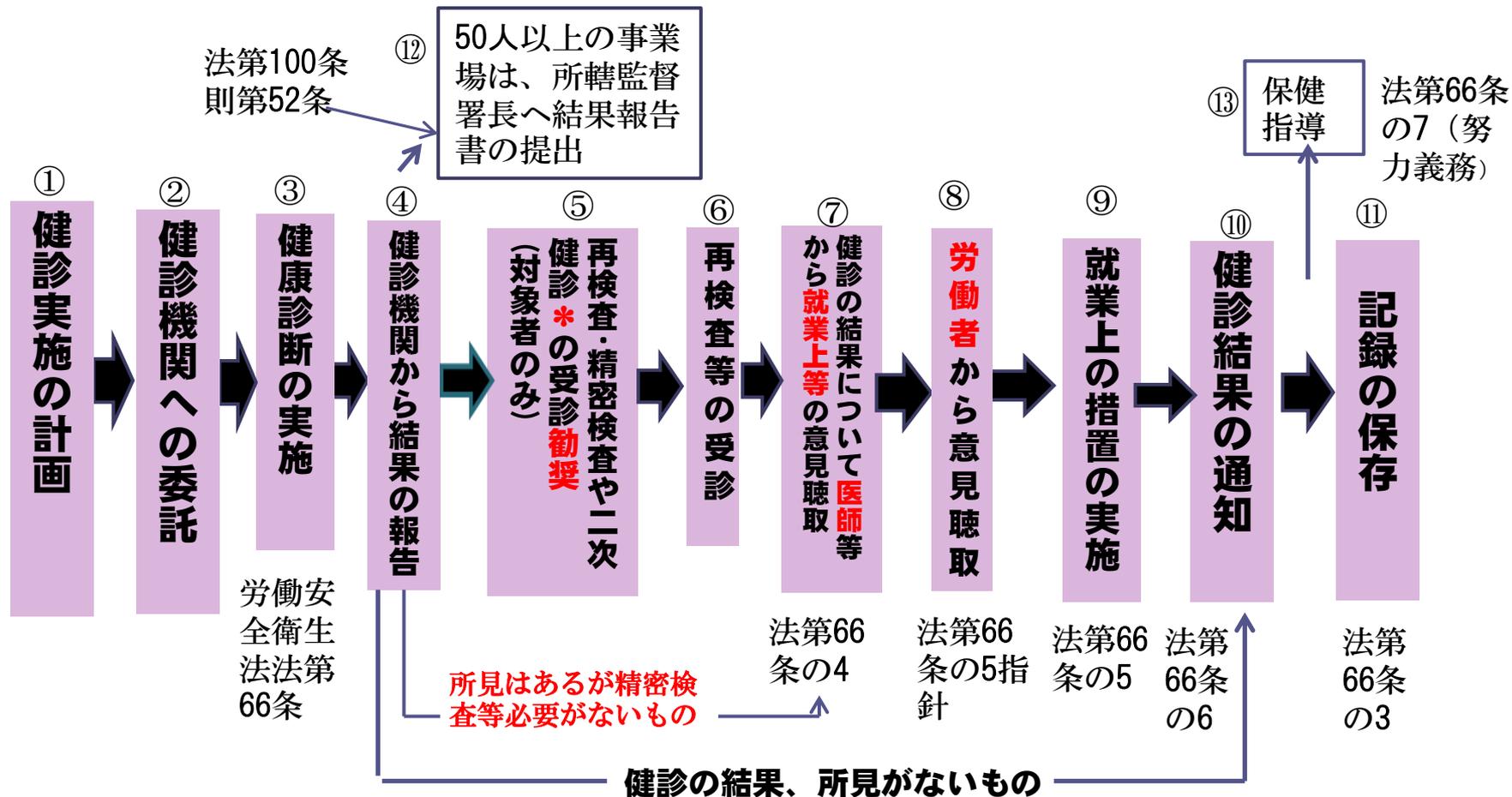


ひと、くらし、
みらいのために



大阪労働局労働基準部健康課
平成28年2月2、3日

事業場から見た健康診断のフローシート（一例）



上記①、②、③、④、⑥、⑦、⑫、⑬が健診機関又は産業医等が関わる項目

*二次健診とは血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査（労災保険法第26条第2項第1号に定めるもの）

（以下、労働安全衛生法は、単に「法第〇条」と表現します。また、則第〇条：労働安全衛生法施行規則の条文のこと。以下同じ）

健康診断の実施方法

① **一斉方式**

② **”循環棚卸”方式**

①は、**時期を決めて集中的に健康診断を実施する方法**

②は、**誕生日、職場、職階などで受診者を区分けして、年間を通じて行う方法**



健康診断の実施方法

現在でも**一斉方式**を採用している事業場が多数を占めていますが医師や、保健師・看護師の数を多くしない限り、受診者と話し合う時間が確保できないため「**検査中心**」になりやすい。

また、一斉方式の場合は、健診の実施時期が1年のうちの特定の時期に限定されるので、事業場の健康管理のための組織が実際に機能している時期が短く、事業者、中間管理職、労働者から、**健康管理組織の存在意義が評価されにくい**。

健康診断の効果を高めるには、**”循環棚卸”方式**を採用することが必要。ただ、この方式は、少なくとも医師、保健師・看護師を含む健康管理の組織を事業場がもたないと機能しない。（大規模事業場向き）

中小事業場では、医師、保健師・看護師、栄養士、カウンセラーの**チーム**をもっている**健康診断サービス機関と契約**をすることにより循環棚卸方式にできます。

一般健康診断とは 1

- 法第66条第 1 項に規定

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

- 法第66条第 5 項に規定

労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。

ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りではない。

一般健康診断 2

● パート・アルバイトに対する健康診断

次の①～③までのいずれかで、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上である時は、健康診断を実施する必要があります。

また、概ね2分の1以上である時には、実施することが望ましいとされています。

①雇用期間の定めのないもの

②雇用期間の定めはあるが、契約期間の更新により1年*以上使用される予定の者

③雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年*以上引き続き使用されている者

*特定業務については6月

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について
平成19.10.1 基発第1001016号 職発第1001002号 能発第1001001号 雇児発第1001002号)

一般健康診断とは 3

(一般健康診断の種類)

- **雇入時の健康診断 (則第43条)**
- **定期健康診断 (則第44条)**
- **特定業務従事者の健康診断 (則第45条)**
- **海外派遣労働者の健康診断 (則第45条の2)**
- **給食従事者の検便 (則第47条)**

* (則第○条：労働安全衛生法施行規則の条文のこと。以下同じ)

雇入時の健康診断 1

- **対象者**： 常時使用する労働者を雇い入れるとき。
- **目的**： **健康状態の把握（基礎資料）**と配置部署の医学的合理性の確保（**適正配置**）
- **健診項目**： 定期健康診断の項目と同様ですが、喀痰検査を除き**全項目実施**する必要あり。
- **実施時期**： 雇入れ直前、直後の適切な時期（遅くとも配属部署に配置する前に）
- **その他**： 自ら健診を受診した後、三月を経過しない者を雇入れる場合で、結果を証明する書面を提出した場合は、受診した項目についてのみ省略は可

雇入時の健康診断 2

雇入れ時健康診断は、一般健康診断（喀痰検査除く）と同じ項目ですが、**検査項目の省略は認められません。**

雇入れ時健康診断の検査項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力(千ヘルツ、四千ヘルツ)
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（血清トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ⑨ 血糖検査*1（グルコースの量の検査）
- ⑩ 尿検査（蛋白、糖）
- ⑪ 心電図検査

*1 血糖検査については、ヘモグロビンA1cの検査によることも差し支えない。

雇入時の健康診断 3 (注意点)

- 「既往歴」については雇入れまでにかかった疾病を、経時的に調査すること。
- 「**業務歴**」については、雇入れの際までにおいて従事したことのある**主要な業務**についての経歴を調査すること。
- 「**自覚症状、他覚症状**」の検査は当該**労働者が予定されている業務に応じて必要とする身体特性を把握するための感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚及び運動機能の検査が含まれ、その検査項目の選定は性別、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見も含めて医師の判断にゆだねられる。**

(昭和47.9.18 基発601号の1通達)

雇入時の健康診断 4 (注意点)

- 「貧血検査」は 高齢期に増加する貧血や食行動の偏り等による貧血を把握するために行う。
- 「血中脂質検査」は動脈硬化の原因となる高脂血症を把握するため行う。
また、「血清トリグリセリド」の量の検査」は、原則として空腹時に行うべきものであるが、食事摂取後に行われた場合にはその内容による検査結果に変動を生ずることがあるので医師が影響を考慮して判断するものであること。
- 「肝機能検査」は肝機能障害を早期に把握するために行う。
- 「心電図検査」は不整脈、虚血性心疾患、高血圧に伴う心臓の異常を把握するために行うもの。この場合の標準的な検査法は、安静時の標準12誘導心電図を記録するものである。

(平成元年8.22 基発第462号通達)

雇入時の健康診断 5 (注意点)

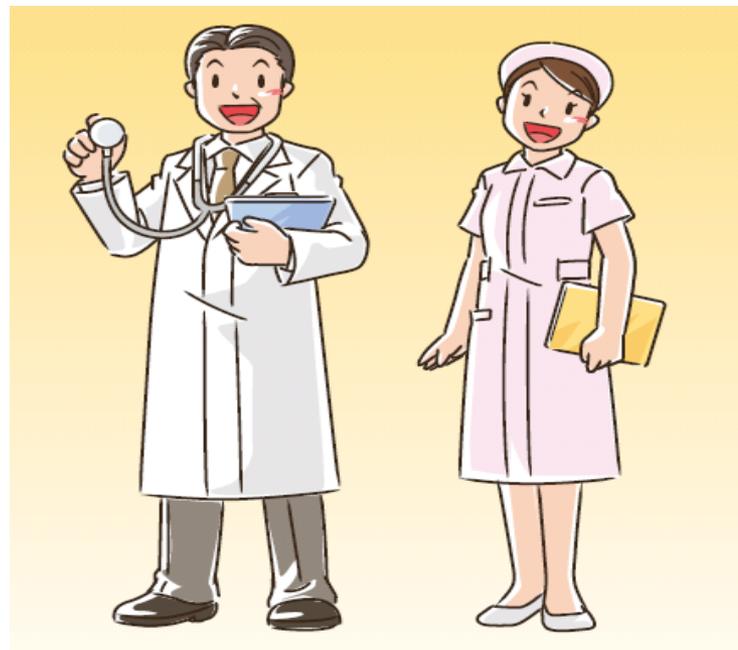
- 「血糖検査」は、糖尿病を早期に的確に把握するために行うもの。
また、血糖検査は、**原則として空腹時**に行われるべきものであるが、**食事摂取後に行われた場合**にはその内容により検査結果に変動を生ずることがあるので、**医師がその影響を考慮して検査結果を評価するものである。**

この場合、健康診断個人票の備考欄等に食事から検査までの経過時間を記入する等適正に検査結果が評価できるような配慮をすることが望ましい。

**なお、検査の結果、医師が必要と認める場合は、さらに同一検体を利用して糖化ヘモグロビンA_{1c}を検査することが望ましいこと。
(平成10.6.24 基発396号通達)**

雇入時の健康診断 6（注意点）

- 「腹囲の検査」は、メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼吸時、臍（へそ）レベルで測定を実施。
（平成20.1.21 基発0121001号通達）



定期健康診断 1

- **対象者：常時使用する労働者**
- **目的：**
 - (1) 労働者の健康状態、特に作業起因性の健康状態の把握**
 - (2) 作業関連疾患の有無等の把握**
 - (3) 生活習慣等の疾病を早期発見と早期治療を行う。**
 - (4) 労働者各人の健康状態を早期に把握し、その結果を踏まえた保健指導を行うことにより生活習慣病などの発症や進行の予防**

定期健康診断 2

- **健診項目**：則第44条に定める項目
- **実施時期**：1年以内毎に1回、**定期に***
(*定期にとは、**毎年一定の時期**に、という意味であってその時期については、**各事業場毎に適宜決めさせること。**)
(昭和23.1.16 基発83号、昭和33.2.13 基発第90号通達)
- **省略可能な項目**：**医師の判断**により可能
- **費用負担**：法第66条の規定に定めるものについては、**全額会社負担**
(昭和47年9月18日 基発第602号通達)
- **報 告**：**常時50人以上の労働者**を使用する**事業場**については、**所轄の労働基準監督署長あてに「定期健康診断結果報告書」**の提出が必要。

定期健康診断 3

定期健康診断の項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査（喫煙歴及び服薬歴*1）
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力（千ヘルツ、四千ヘルツ）*4
- ④ 胸部エックス線検査 喀痰検査*3
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（血清トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ⑨ 血糖検査*2（グルコースの量の検査）
- ⑩ 尿検査（蛋白、糖）
- ⑪ 心電図検査

定期健康診断 4（注意点）

- *1 **喫煙歴及び服薬歴**については、問診等で聴取を徹底する旨通知（H20. 1. 17 基発0117001号、保発第0117003号）ただし、**労働安全衛生規則で義務付けられているものではない。**
- *2 血糖検査については、**ヘグピツA 1 c**の検査によることも差し支えない。（H10. 12. 15 基発第697号）
- *3 従来の省略基準に加え胸部エックス線検査を省略された方は、趣旨、目的も踏まえ喀痰検査も省略されることとなります。（H22. 1. 25 基発0125第1号）
- *4 前回の健康診断で聴力検査を受診した者、45歳未満の者（35歳及び40歳を除く）は**医師が適当と認める聴力の検査に代えることができる。**（平成10. 6. 24 基発第396号通達に音叉（おんさ）による検査等があること。）

（*1の補足）

喫煙歴及び服薬歴については「高齢者医療確保法」に基づく「特定健康診査」の範囲です。聴取をした場合には、個人票の「既往歴」の項目に記載して下さい。

定期健康診断 5

- 医師の判断により省略が可能な項目

項目	医師が必要でないとする時に左記の健康診断を省略出来る者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く） 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しないもの。 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳、35歳）の者 2. 感染症法で、結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

定期健康診断 6 (注意点)

- 健診機関のパンフレット等で健診費用について例えばAコース、Bコース等で区別しているものが多い。

定期健康診断検査項目は、医師が年齢や性別、仕事内容、前回の検査結果等で省略できるものであるので、

結果として40歳未満の労働者でも医師の判断により例えば血中脂質検査が必要な場合もあります。

個人により検査項目も費用も変わるのが原則。

1つの目安としてコース別に料金を示すのは良いがパンフレット等に**個人により料金に変化することがある旨**を表示頂けるとベター。

特定業務従事者の健康診断 1

- **対象者**：則第13条第1項第2号に掲げる業務
(例えば深夜業や騒音を発する場所) に従事する労働者
- **実施時期**：業務に**配置替え**、その後**6月以内毎に1回**
- **健診項目**：定期健康診断の項目
(胸部エックス線検査及び喀痰検査については、年1回で可)
- **医師の判断による省略可能項目**
定期健康診断の基準に加え、さらに前回の健康診断で下記①から⑤を受診した方

①貧血検査 ②肝機能検査 ③血中脂質検査 ④血糖検査
⑤心電図検査

特定業務従事者の健康診断 2

- 聴力検査について

前回の健康診断で聴力検査を受診した者、45歳未満の者(35歳及び40歳を除く)は**医師が適当と認める聴力の検査に代えることができる。**

*平成10.6.24 基発第396号通達に音叉(おんさ)による検査等があること。

海外派遣労働者の健康診断

- 対象者：①6月以上派遣しようとするとき
②6月以上派遣し帰国後（一時帰国除く）
- 実施時期：①あらかじめ
②日本での業務に就かせる前
- 検査項目：定期健康診断及び厚生労働大臣が定める項目（*1）のうち医師が必要と認める検査項目

（*1）平成元年6.30 労働省告示第47号

派遣前：①腹部画像検査、②血液中の尿酸の量の検査、
③B型肝炎ウィルス抗体検査、④ABO式及びRh式の血液型検査

帰国後：上記①から③と④糞便塗抹検査

給食従事者の検便

- **対象者**：事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者
- **実施時期**：雇入れ、配置替えの際
- **検査項目**：検便

昭和23.1.16 基発第83号、昭和33.2.13 基発第90号
検便による健康診断とは、伝染病保菌者発見のための細菌学的検査をいう。

その他

その他

(よく質問を受ける項目等)

- **定期健康診断結果報告書の「医師の指示人数」とは？**
- **定期健康診断を受診しない労働者がいる。どうすれば良いですか？**
- **定期健康診断の費用は、全額会社負担？労働者負担？**
- **定期健康診断受診時の貸金支払いの必要？**
- **再検査、精密検査を受診するように指示されたが？**
- **職場の上司等から、社員の病状について問合せがあったが回答して良いか？**

定期健康診断結果報告書の「医師の指示人数」とは？

- 平成3年6月26日付 事務連絡、「健康診断結果報告書の記載内容について」で示されています。
- また、報告書の裏面に、医師が、要医療、要精密検査の指示の他、生活指導、保健指導等を内容とする指示を行った者の人数を記入すること。と記載があります。
- なお、各検査項目における所見の有無が確定せず、医師が**再検査**を指示する場合は、「医師の指示人数」には**含まれないこと**。
「**再検査**」は、まだ「**異常の確定**」ではなく、「検査の制度上、誤差や正確性が損なわれている状況と考えられるために再度検査を要する」と考えるため、**医師の指示人数には含めない**。

定期健康診断を受診しない労働者がいる。どうすれば良いですか？

①まず、受診をしない理由を尋ねる。

- **仕事が忙しいから：本人の所属部署のリーダーと調整を行う。**
- **定期的に病院を受診：会社の指定する健診機関で受診を希望しない場合は、本人の希望する医師等で受診をしても構わない旨説得し、その結果を会社あてに提出できることを説明する。
(法第66条第5項、則第50条)**

②上記でも受診、提出しない場合

- **労働安全衛生法という法律で労働者にも受診義務があることを説明。
(法第66条第5項)
(労働者には罰則規定がない)**
- **就業規則等で受診しない場合の懲戒処分を説明
(もちろん事前に就業規則に盛り込む必要あり)**

定期健康診断を受診しない労働者がいる。どうすれば良いですか？

③それでも受診をしない場合、

- 会社として受診させる努力をしていることを記録（書面）として残す。
（いつ、どういう形（口頭、文書等）で督促して本人はどう対応した等少なくとも複数回）
- 会社の就業規則の懲戒処分（例えば、一定期間就業することを禁止する、配置転換をする等）を適用する。

定期健康診断の費用は、全額会社負担？労働者負担？

- **法律、政令、省令には明確な記載がありませんが事業者**に健診の義務を課している以上、当然に**事業者負担**が原則（昭和47.9.18 基発第602号）
- **人間ドック等、労働安全衛生規則に定めていない項目を実施する場合の費用については、労使双方の話し合いで決めてください。**
- **受診旅費（交通費）については、労使双方の話し合いで決めて下さい。**
(受診率を上げるためには、負担するのが良い。)

定期健康診断受診時の賃金支払いの必要？

- 一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者を実施を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないのでその受診に要した時間については、事業者の負担にするべきではなく、**労使で話し合って決めるべきもの。**
(昭和47.9.18 基発第602号)
- 受診率を上げることやできるだけ効率的に実施しようと思えば、勤務時間中に行い、賃金を事業者の負担にするのが望ましい。

再検査、精密検査を受診するように指示されたが？

- 事業者にもその実施が**義務付けられてはいない**。
(鉛、特定化学物質、有機溶剤、石綿等に基づく**特殊健康診断**については**義務付けられている**ので注意)
- 事業者は再検査、精密検査の**受診を勧奨する**必要はあります。さらに意見を聴く医師等に当該検査結果を提出するように働きかける。
- **再検査**に関する**費用負担**は、一般健康診断の項目として規定されている項目について健康診断の範囲内として**事業者が負担**するのが**望ましい**。
(但し、フォローアップを定期的に要する場合は、一般的には健康診断の範囲外)
- **精密検査**に関する**費用負担**は、**健康診断の範囲外**と考えられる。

職場の上司から、社員の病状について問合せがあったが回答して良いか？

- 職場の上司等から、社員の**病状に関する問合せ**があったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問合せがあった場合、**患者の同意を得ずに患者の病状や回復の見込み等を回答してはいけません。**

(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン)

平成16年12月24日（平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）より

最後に

ご清聴ありがとうございました。



ひと、くらし、
みらいのために

大阪労働局労働基準部健康課